



11月 道の駅グランテラス筑西の視察、ドラキュラロックフェスタ



11月 自宅のゆずの収穫



11月 カサマフォトミッションを笠間門前通り周辺で開催



11月 笠間市出身の海老澤敬子文京区議会議長の就任祝い



12月 議会定例会での一般質問



12月 笠間義士会そば講 お元気な村上包一さんと



1月 笠間市出初式 大井川茨城県知事、1月 賀詞交歓会 長谷川農業委員、植崎税理士と



1月 消費者大学「悪徳商法を学ぶ」講師は法政大学大学院の堺先生



1月 法政大学大学院政策創造研究科上山ゼミ今年度最後のゼミ活動



1月 三鷹で「関係人口」を考える勉強会



1月 会派「かさま未来」活動報告会 坂本議員とお手伝いいただいた方々



1月 消費者大学「悪徳商法を学ぶ」講師は法政大学大学院の堺先生



2月 市議会議長会研修 土浦市議会篠塚議長、かすみがうら市議会久松議員と



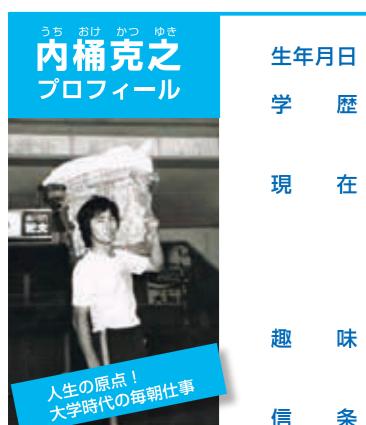
2月 那珂市議会議員選挙 選舉のことを一から教わった私の師匠 君嶋寿男議長



2月 那珂市議会議員選挙 いばらき政策法務研究会で一緒に勉強する小泉周司議員



2月 那珂市議会議員選挙 高校同じ学科・野球部の先輩 関守議員

内桶克之  
プロフィール

## 生年月日

昭和35年（1960年）10月1日生まれ（59歳）

Facebook Instagram  
にて活動更新中！

## 学歴

日本大学農獣医学部卒業（中学高校、数学・理科教員免許取得）  
※勤労学生：東京で寮生活。朝3時に起床し、新聞・雑誌を私鉄の駅の売店に運ぶ

## 現在

法政大学大学院政策創造研究科修士課程に在学  
ともべ幼稚園理事、NPO法人グラウンドワーク笠間顧問、笠間市ドッジボール協会理事長、茨城県ドッジボール協会顧問、日本ゴルフツアー選手権森ビルカップ大会役員

## 趣味

ラジオ体操、体を動かすこと、スポーツ観戦、まちづくり活動の応援、笠間焼を使おう贈ろう運動、Facebookでの情報発信など

## 信条

「他人と過去は変えられないが自分と未来は変えられる」「一途一心」

HP <http://uchioke.com>  
f [katsuyuki.uchioke](https://www.facebook.com/katsuyuki.uchioke)  
o [okeok19601001](mailto:okeok19601001)

## ともに歩む

令和2年3月発行  
発行：内桶克之後援会  
連絡先：〒309-1706  
笠間市鴻巣593  
Tel: 0296-77-2524  
Mob: 090-1811-0098  
Fax: 0296-77-2524

## 皆さん、こんにちは、内桶克之です。



皆様には日頃から応援をいただき、ありがとうございます。

令和初の新年は天候にも恵まれ、穏やかな幕開けとなりました。皆さんは、箱根駅伝を観ましたか。私は1月3日箱根駅伝復路の鶴見中継所、大手町ゴール地点で応援に行ってきました。大声援の中、青山学院大学10区アンカーは、笠間市出身の湯原慶吾選手が見事に走り抜き、優勝を飾りました。笠間市の選手が箱根駅伝で優勝したのは、順天堂大学で3区区間賞に輝いた打越忠夫選手（岩間地区）以来32年ぶりです。他にも笠間市出身の選手がいますので、今後も応援したいと思います。

1月25日（土）に議会会派「かさま未来」の活動報告会を初めて開催しました。約100名の方に参加していただき、感謝申し上げます。今回は、一般質問の内容を中心に説明をしましたが、皆さま方のご意見や要望等（アンケート）を参考に、報告内容を見直しながら開催して参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

12月の第4回議会定例会では請願2件、報告2件、諮詢4件、議案25件の審議が行われました。請願には継続審査となった「東海第二原発稼働に反対する意見書提出を求める請願」があり不採択としました。私は再稼働については基本的に反対です。しかし、今回の請願は、東海第二原発再稼働に関する事前了解権を持つ茨城県と6市村の首長に対し再稼働に反対する意見書の提出を求めるもので、地方自治法99条の「意見書の提出」から①当該普通公共団体の公益に関する事件か。②意見書の提出ができる関係行政庁か。③地方自治の本旨をどう捉えるか。の3つの論点があると考えます。

私は①については、笠間市の公益に関する事件であり、②日本原電と安全協定を締結する6市村の事前了解権はあり、関係行政庁であると捉えています。しかし、③地方自治の本旨を「団体自治」「住民自治」から考えた場合、自治体内の事件は自治体内で議論して意思を表明し、その責任を有することであります。まず6市村の自治体が住民の意見に基づき、首長、議会が意思を表明すべきと考え、現段階で笠間市議会として6市村の首長に意見書を出すべきではないと考えています。

一般質問では、下記について質問をしました。



## 1 笠間市の臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等について

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、非常勤職員の任用要件が厳格化され、新たに一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員」制度が令和2年度から導入されます。そこで、臨時・非常勤職員の任用や勤務要件等について質問しました。

## 2 笠間市の観光政策について

第2次笠間市観光振興計画（2018年～2022年）では、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、インバウンド需要の拡大に関する施策に重点を置いた観光資源の魅力づくりと、笠間市への愛着や誇りを待った市民と笠間市のファンやサポーターになってくれる来訪者が増えていく「観光を基点としたまちづくり」を目指としています。そこで、観光政策の状況やインバウンド政策などについて質問しました。

## 1. 笠間市の臨時・非常勤職員の任用・勤務条件



内桶克之 vs 市長公室長



Q. 現在の臨時・非常勤の任用状況 ※表で示す

平成31年度（4月1日時点）

所属	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※嘱託のみ	一般職非常勤職員 (法17条)			臨時の任用職員 (法22条2項・5項)			フルチ ルタ イム	非常勤職員の合計			非常勤 職員 員 数	常勤 職員 員 数	非常 勤 職 員 の 割 合 (%)		
		男	女	計	男	女	計		男	女	計					
市長部局	7	3	10	27	139	166	2	10	12	5	36	152	188	340	704	32.6
教育委員会	16	24	40	18	91	109	0	3	3	2	34	118	152			
合 計	23	27	50	45	230	275	2	13	15	7	70	270	340			

Q. 現在の臨時・非常勤の賃金

- A. 平成31年度の賃金は、茨城県の最低賃金や県内自治体の状況を踏まえ決定している。  
清掃作業員 880円、一般事務 900円、図書館司書 1,060円、保育士 1,100円、  
保健師 1,310円、寺子屋学習アドバイザー 1,750円など。

Q. 地方自治法の一部改正に伴う臨時的任用、会計年度任用の違い。

- A. 臨時・非常勤の適正な任用、勤務状況の確保、任用要件の厳格化を目的に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が法律上位置づけられた。臨時的任用は常勤に欠員が生じた場合にフルタイムで常勤が行うべき同一の業務に従事する職になり、会計年度任用は常勤が行うべき職務以外の職務に従事する非常勤の職として整理された。

Q. 今までの特別職非常勤は、会計年度任用及び特別職非常勤（限定職）並びに私人（業務委託・有償ボランティア）となる予定だが、どのような要件・観点から改正されるのか。

- A. 特別職非常勤は、学校医、統計調査員、学校評議員など専門知識、経験または識見を有し、知識、経験等に基づき事務を行う。事務の種類は、助言、調査、診断または総務省の省令で定める事務の三つの要件全て該当する職に限定された。これらの限定職以外の職は特別職での任用ができないため、労働管理が可能か、地方公務員法の服務を課すべき者かなどの観点から、公務員以外の私人としてボランティアや業務委託等によって実施してもらうかを判断する。

Q. 新たに私人となる者への対応

- A. 私人へ移行するのは区長や農家組合長、青少年相談員など。私人として成立された職員が有償ボランティアになる場合は、これまでの報酬に代わり報償費を支払う。

Q. 会計年度任用職員の任用等

- A. 制度開始の令和2年度の会計年度任用職員は、原則公募による選考を行い採用する。事務補助の職務は秘書課で一括募集を行い、面接などの選考によって採用を決定する。専門的な知識や経験が必要な職員は、現行の勤務状況、勤務実績などを踏まえて担当課が改めて選考を行い決定する。2年目以降の会計年度任用が引き続き必要な場合の再度の任用は、人事評価を実施し、その評価結果を判断要素の一つとして翌年度の任用の可否を決定する。

今年4月に地方自治法の一部改正により特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員に区分され、区長や地区公民館長は私人となる。

①特別職非常勤職員・・・知識経験、識見に基づき、助言、調査、診断など総務省令で定める事務を行う者、学校医、学評議員、統計調査員、投票管理者、選挙立会人など

②臨時的任用職員・・・常勤職員に欠員が生じた場合、常勤職員が行う同一業務をフルタイムで従事する職員産休、育休等の欠員による臨時職員

③会計年度任用職員・・・地方公務員法に定める一般職のうち、相当の期間任用される職員を就けるべき業務以外の業務に従事する職員で、非常勤の者。

笠間市ではフルタイム会計年度任用職員ではなく、パートタイム会計年度任用職員（週37時間30分以内）を採用。営利企業の従事の制限を受けないので副業も可能。

## 2. 市の観光政策



内桶克之 vs 産業経済部長



Q. 観光振興基本計画の目標指標に対する現状

- A. 目標年次の令和4年度に観光入込客数を390万人に設定した平成30年度時点で370万4千人、達成率は95%。観光情報ホームページアクセス数は32万件に設定したが、11万件と低いのはSNSでも観光情報を発信しており、受ける側が手軽にアクセスできるものに移行していることが要因と考えられる。

Q. 重点的観光政策

- A. 第2次観光振興基本計画の小施策のうち、多様なニーズに対応できる人づくりや台湾交流事務所を中心としたPR活動の推進、誘客体制の構築と民泊の活用など10項目を重点プロジェクトと位置づけ、インバウンド対策として外国人旅行者受入事業や多様化する観光ニーズに対応する「かさまコンシェルジュ事業」を実施している。

Q. 観光地域づくり法人（DMO）の検討

- A. これまででもDMOを検討した経緯があるが、笠間観光協会がその役目を担っており、DMOは必要ない。観光は広域的な取り組みが重要で、水戸・笠間・大洗観光協議会など広域連携を図っており、広域でのDMOは勉強していく必要があると考える。

Q. インバウンド政策（海外からの観光誘客の政策）

- A. 笠間台湾交流事務所は台湾国内から市のPRと誘客を図り、交流人口を拡大している。業務連携をしている昭文社により外国人向けに2カ国語の観光情報発信を行う。大洗港に入港するクルーズ船の観光ツアーの誘致を行い、外国人旅行客の誘客を進めている。多言語パンフレットの作成、QRコードによる市内案内、キャッシュレス決済、wifi環境の整備、民泊の推進など、受入体制の強化を図っている。

Q. 地域通訳案内士制度の活用

- A. 人材確保等の課題があるが、外国人向けの観光案内は必要なので、制度導入を進めたい。

Q. かさま応援大使、笠間観光特別大使、笠間サポートーズの違いと役割等

- A. かさま応援大使も笠間特別観光大使も、市出身者または市にゆかりのある方で、応援大使は発信力と抜群の知名度を生かし、市を外側からの応援で知名度を向上する活動を行う。笠間特別観光大使は活動拠点を市に置き、市の観光PRを含めた魅力向上を図る活動を行う。笠間サポートーズは、市を愛し、みずから善意で応援したい方で、市内外の市閑連催事へみずから積極的に参加し、魅力の発信を行う。

■台湾からのインバウンド政策については、笠間周辺の自治体と連携して進めてほしいという問に対し、「広域連携による台湾からのインバウンドを進めることによって、台湾の方に好まれるスポット等が増え、回遊性の向上、滞在時間の拡大など効果的であると考えられる。水戸・笠間・大洗観光協議会と連携して台湾旅行博でのPRなどを行っている。新たにひたちなか市も加える計画で次期の総会に諮る。」としている。また「台湾交流事務所の事務量も増大しており、広域的に取り組むことで事務量が増大するので、構成自治体から費用や人的な負担も検討する」としている。

■地域通訳案内士制度を実施するとしているので、今後の進展を確認したい。